

## ●インフルエンザ登園基準停止期間早見表

「発症した後5日を経過」し、かつ「解熱した後3日」とは発症した日を0日と数え、5日を経過するまでは出席停止となります。

それに加えて解熱した日によって、登園停止期間が延長することがあります。

最低基	発症した後 5日を経過	発症日 0日目	発症日 1日目	発症日 2日目	発症日 3日目	発症日 4日目	発症日 5日目	発症後 5日を経過		
例1	発症後	発熱	解熱	解熱後	解熱後	解熱後				
	1日目の解熱	登園停止		1日目	2日目	3日目		登園可能		
例2	発症後	発熱	発熱	解熱	解熱後	解熱後	解熱後			
	2日目の解熱	登園停止			1日目	2日目	3日目	登園可能		
例3	発症後	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後	解熱後	解熱後		
	3日目の解熱	登園停止				1日目	2日目	3日目	登園可能	
例4	発症後	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後	解熱後	解熱後	
	4日目の解熱	登園停止					1日目	2日目	3日目	登園可能

※例3、例4は発症後5日を経過していても、解熱後3日を経過していないので登園停止期間が延長されています。

※1日の中で、発熱と平熱の両方があった場合は、発熱日となります。

※インフルエンザはウイルスの感染力が消失していない時期でも解熱してしまう事があるため、解熱だけの基準では登園が早まり、感染拡大が懸念されます。厚生労働省からの保育所における感染症対策ガイドラインをもとに、登園基準を設定しています。感染防止の為、ご協力お願いします。

## ●おう吐や下痢症状の登園基準

以下の場合には登園を控えるのが望ましい

- ・ 24時間以内に2回以上の水様便がある
- ・ 食事や水分を摂ると下痢がある（1日に4回以上の下痢）
- ・ 下痢に伴い、体温がいつもより高めである
- ・ 朝、排尿がない・機嫌が悪く、元気がない
- ・ 顔色が悪くぐったりしている【保育所における感染症対策ガイドラインより】

※二日以上症状が続く場合は、病院受診し便の検査を行い、登園許可証をもらって登園してください。

色や臭いなどで腸炎の疑いがある場合は直ちにお迎えや病院受診をお願いする場合があります。

## ●アタマジラミについて

発生源は特定できませんが園児の頭部よりアタマジラミが発生する場合がありますので園でも確認を行います。定期的に家庭でもお子様の頭部を確認してください。また、発見した際には確実に園に報告をし、駆虫を行うようにしましょう。また、見分けがつかない場合は園の方にご相談ください。

他児への感染も考えられますので、状況によっては家庭保育をお願いする場合があります。